

甲州市菱山営農センター利用ガイド



甲州市農林振興課

○施設概要

施設名称 : 甲州市菱山営農センター

所在地 : 甲州市勝沼町菱山 1778 番地



(フルーツライン「菱山小学校前」信号の一つ南を東進してすぐ。)

竣工 : 平成 9 年 3 月 25 日 (同年 4 月 供用開始)

施設規模 : 敷地面積 2,332 m² 建築面積 223.39 m² (鉄骨造平屋建)

施設構成 : ①営農相談室兼情報室 84.24 m²

②土地利用調整室 75.45 m²

※①及び②の床は柔道畳マットになっており、仕切りパネルにより独立した部屋となります。(84.5 畳)

③玄関ホール 12.06 m²

※下駄箱とスリッパ(20 足)があります。

④厨房 9.00 m²

※二口電気コンロ、やかん、湯飲み(30 程度)があります。

⑤トイレ 5.40 m²

※水洗、男女共用様式便器 1 据、男性用小便器 2 据です。

⑥駐車場 建物西側から南側にかけて 30 台分

※敷地内リサイクルステーション前への駐車は禁止です。

備品類 : 長机 28脚 パイプ椅子 30脚 座布団 100枚
 : 扇風機 2機 石油ストーブ 2台 ホワイトボード

利用時間 : 午前 9 時～午後 10 時

休館日 : 月曜日 及び 12月 29日～1月 3日

○施設主要部・設備の写真

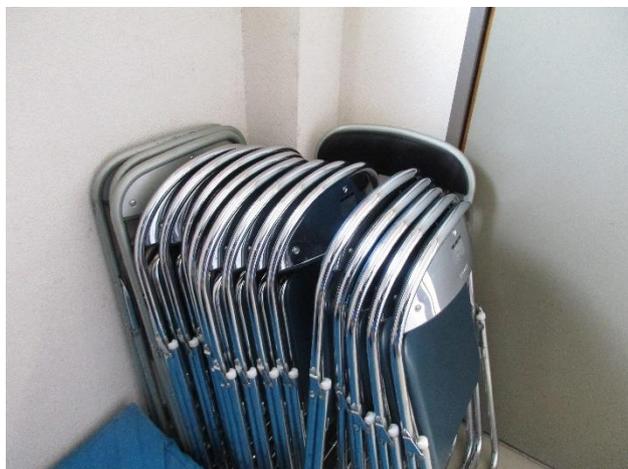
・ 営農相談室兼情報室 及び 土地利用調整室



・ 厨房



・その他



○甲州市菱山営農センター利用方法

①利用希望日・時間が空いているか確認（利用予約）

- ・ 営農センターは一利用一団体となり、先着順での利用許可となります。
- ・ 常識的な期間及び使用内容における予約制限は設けませんが、その判断は市が行います。
- ・ 定期的な利用や商業利用など利用内容に応じて利用者（団体）の概要や構成員、利用内容の詳細が分かる資料などを申請時に提出していただく場合があります。

②利用申請書の提出

- ・ 原則として利用日の1週間前までに利用申請書を提出してください。
- ・ 申請時には申請書提出者の身分証明証を確認させていただく場合があります。

③利用料の納付書と鍵の受け取り

- ・ 申請内容に問題がない場合は当該利用に係る料金の納付書を発行します。
- ・ 納付書の発行は申請時又は後日郵送となります。
- ・ 申請日から概ね1月後に設定する納付期限を守って納付をお願いします。
- ・ 鍵の貸し出しは利用日の前日又は当日に限ります。

④施設の利用

- ・ 公の施設であることを理解し、公序良俗を遵守した利用をお願いします。
- ・ 施設使用後は使用箇所の清掃をお願いします。
- ・ 利用後は水道や電源の停止を確認し、確実に施錠のうえ、速やかに鍵を返却してください。

⑤鍵の返却と利用日誌の提出

- ・ 施設の利用を終えたときは出来るだけ速やかに鍵を返却してください。
- ・ 鍵の返却の際は、「菱山営農センター利用日誌」を記入のうえ提出してください。

菱山営農センターの利用に関するお問合せ・申請先
甲州市役所 農林振興課 果樹農林担当
TEL0553-32-5092 FAX0553-32-5174
e-mail:nourinshinkou@city.koshu.lg.jp

甲州市菱山営農センター利用許可申請書

年 月 日

(あて先)甲州市長

申請者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり甲州市菱山営農センターを利用したいので、甲州市菱山営農センター設置及び管理条例（平成 17 年甲州市条例第 105 号）を理解のうえ、利用許可されるよう申請します。

	受付年月日	.	.	受付 番号	
利 用 目 的					
利 用 日 時	令和 年 月 日	午前・午後	時	分から	
		午前・午後	時	分まで	
利 用 責 任 者 氏 名		利用者数	男 人 女 人	計 人	人
利 用 す る 備 品 等					
持 込 物 品					
備 考					

※申請者はその内容に応じて次の指示に従うこと。

- (1) 団体の概要、構成員、利用目的がわかるもの等必要書類を提出すること。
- (2) 申請書提出者の住所氏名年齢連絡先等の確認及びその確認書類を提示すること。

利用料金の確認欄						
市役所 使用欄	利用者区分			利用料(円)	回数	合計
	市内在住者	年間利用の児童生徒対象の教室等			830	
上記以外の児童生徒対象の教室等			1,040			
集会、会議、講習会等			1,040			
冠婚葬祭等			15,710			
商業的利用			31,420			
市外在住者	集会等			3,140		
	その他の公共的行事			3,140		
	冠婚葬祭			31,420		
	商業的利用			52,380		
使用許可	課長	リーダー	担当	受理		
可 ・ 不可						

菱山営農センター利用日誌

利用日時	令和 年 月 日 曜日（天気 ） 午前・午後 時 分から		
利用 者	団 体 名		
	代 表 者 名		
利用した 備 品 等			
利用人数	男 人	・ 女 人	合計 人
利用後の清掃	※利用後は使用箇所の清掃と施設全体の き損の有無を確認し右欄に○をつけてください。 汚れやき損等があれば連絡事項に記入願います。		清 掃 
連絡事項			
備 考 (市役所記入)			

回	課 長	リーダー	課員
覧			

(設置)

第 1 条 地域農業の振興と地域の活性化に寄与するため、営農センターを設置する。
(名称及び位置)

第 2 条 営農センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 甲州市菱山営農センター
位置 甲州市勝沼町菱山 1778 番地

(開館時間等)

第 3 条 甲州市菱山営農センター(以下「営農センター」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 営農センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 市長は、必要と認めるときは、第 1 項に規定する開館時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可及び制限)

第 4 条 営農センターを利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は許可しないものとする。

- (1) その利用が、公益を害し、又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) その利用が、施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 5 条 営農センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に営農センターの利用に係る料金(以下この条から第 7 条までにおいて「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める基準額に 100 分の 80 を乗じて得た額から当該基準額に 100 分の 120 を乗じて得た額までの範囲において、市長が定める。

(使用料の不還付)

第 6 条 既に収入として收受した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用することができなくなったとき、その他特別の理由があると認めるときは、市長は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第 8 条 故意又は過失により、営農センターの施設又は設備器具を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 9 条 営農センターの管理は、市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により営農センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、営農センターの開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第 1 項の規定により営農センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 10 条 前条第 1 項の規定により営農センターの管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、法令、条例又は条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に営農センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第 12 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定により営農センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条第 1 項の規定により利用者が納付する料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させる。

2 利用料金については、第 5 条第 1 項及び第 6 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条第 2 項中「市長が定める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て定める」と、第 7 条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特別の理由があると認め、市長の承認を得たときは」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の勝沼町菱山営農センター設置及び管理に関する条例(平成 9 年勝沼町条例第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間内において規則で定める日から施行する。

(平成 18 年規則第 36 号で平成 18 年 9 月 1 日から施行)

附 則(平成 25 年 12 月 26 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の各規定による改正後の各条例の使用料その他の料金の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に行われる施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額について適用し、同日前の施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の各規定による改正後の各条例の使用料その他の料金の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に行われる施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額について適用し、同日前の施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額については、なお従前の例による。

別表 (第 5 条関係)

利用者区分		1 回の利用料金
市内在住者	年間利用の児童生徒対象の教室等	830 円
	上記以外の児童生徒対象の教室等	1,040 円
	集会、会議、講習会等	1,040 円
	冠婚葬祭等	15,710 円
	商業的利用	31,420 円
市外在住者	集会等	3,140 円
	その他の公共的行事	3,140 円
	冠婚葬祭	31,420 円
	商業的利用	52,380 円

備考

- 1 年間利用とは、年間の利用計画に基づき、月 3 回以上の利用を常例とする利用をいう。
- 2 1 回の利用とは、1 2 時間以内を基準とする。
- 3 準備等で利用日以外の日に占有する場合は、1 日につき利用料金の 3 分の 1 の額とする。